

金沢医科大学大学院学則改正案

第1章 総則

(目的)

第1条 金沢医科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法並びに学校教育法に基づき、医学及び看護学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本大学院に博士課程及び修士課程を置く。

(1) 博士課程は、専攻分野について、自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(2) 修士課程は、専攻分野について、研究能力又は高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究等の活動状況について自主的に自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己点検・評価の実施体制等については、別に定める。

(研究科)

第3条 本大学院に医学研究科及び看護学研究科を置く。

(課程)

第4条 医学研究科に博士課程を置く。

2 看護学研究科に修士課程を置く。

(専攻)

第5条 医学研究科には次の専攻を置く。

生命医科学専攻

2 看護学研究科には次の専攻を置く。

看護学専攻

(定員)

第6条 本大学院研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

(1) 医学研究科

専攻名	入学定員	収容定員
生命医科学専攻	35	140

(2) 看護学研究科

専攻名	入学定員	収容定員
看護学専攻	6	12

第2章 修業年限、在学期間、学年及び学期等

(修業年限)

第7条 医学研究科の修業年限は、4年を標準とし、看護学研究科の修業年限は2年を標準とする。

2 看護学研究科の学生が、職業を有している等の事情により、前項に定める標準修業年限を越えて計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合には、その計画的な履修を認めることができる(長期履修制度)。

3 前項の長期履修制度については、別に定める。

(在学期間)

第8条 在学期間は、標準修業年限の2倍を超えることができない。

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年は、次の2学期に区分する。

(1) 前期 4月1日から9月30日

(2) 後期 10月1日から3月31日まで

2 学長は、授業の開始終了について、必要に応じて変更することができる。

(休業日)

第11条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 開学記念日(6月1日)

(4) 春期、夏期、冬期休業

2 前項第4号の休業日は、別に定める。

3 学長は、必要により休業日を変更し、又は臨時に休業し、又は休業日に授業を行うことができる。

第3章 教育方法等

(教育方法)

第12条 本大学院における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第13条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修方法等)

第14条 本大学院における授業科目、配当単位数及び履修方法は医学研究科においては別表-1のとおりとし、看護学研究科においては別表-2のとおりとする。

2 その他必要な事項は別に定める。

(北陸がんプロフェッショナルがん専門医養成系)

第15条 (略)

(履修科目の選定及び届出)

第16条 履修する授業科目の選定は、研究指導教員の承認を得て学長に届け出るものとする。

(他の大学院における履修等)

第17条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院において履修した授業科目について修得した単位は、本大学院における授業科目により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、医学研究科は4単位を超えないものとし、看護学研究科は10単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第18条 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の研究指導の期間は、課程修了の要件となる研究指導として認定することができる。

3 他の大学院等における研究指導を受ける期間は、原則として1年を超えないものとする。

(外国留学)

第19条 教育上有益と認めるときは、外国の大学院等に留学することができる。

2 前項の場合、第18条を準用する。

3 留学の期間は、原則として1年を超えないものとする。

(試験)

第20条 正規の授業を受け、所定の科目を履修した者に対し、所定の期間内に試験を行う。ただし、科目試験によることなく平素の成績及びレポート等によることができる。

2 試験の実施方法等については、別に定める。

(追試験)

第21条 疾病その他やむを得ない理由によって試験を受けられなかった者は、追試験を受けることができる。

(成績の評価)

第22条 第20条の規定に基づく試験の成績は、優・良・可及び不可とし、優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

(単位の認定)

第23条 前条の規定により試験に合格した者には、所定の単位を与える。

第4章 課程修了要件及び学位授与

(課程の修了要件)

第24条 医学研究科博士課程の修了要件は、当該研究科に4年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 前項の規定にかかわらず、優れた研究業績をあげた場合は、在学期間を3年以上とすることができる。

3 看護学研究科修士課程の修了要件は、当該研究科に2年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

4 前項の規定にかかわらず、優れた研究業績をあげた場合は、在学期間を1年以上とすることができる。

5 第3項に規定する学位論文の審査は、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果(課題研究論文)の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

(学位規程)

第25条 学位論文の審査及び試験の方法、その他学位に関する事項は別に定める「金沢医科大学学位規程」による。

(研究科の課程修了による学位)

第26条 医学研究科の博士課程を修了した者には、学位規程の定めるところにより、博士(医学)の学位を授与する。

2 看護学研究科の修士課程を修了した者には、学位規程の定めるところにより、修士(看護学)の学位を授与する。

(博士課程によらない学位)

第27条 博士課程を経ない者で、学位規程の定めるところにより、学位論文を提出し、その審査及び試験に合格した者には、博士(医学)の学位を授与する。

第5章 入学、入学資格、再入学及び転入学等

(入学)

第28条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第29条 本大学院医学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学の医学部、歯学部又は修業年限6年の獣医学部、薬学部を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学)を修了した者

- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本大学院が個別の入学資格審査を行い、大学の医学部、歯学部又は修業年限6年の獣医学部、薬学部を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- (5) 本大学院が大学の医学部、歯学部又は修業年限6年の獣医学部、薬学部を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 本大学院看護学研究科修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本大学院が個別の入学資格審査を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (5) 本大学院が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願の手続)

第30条 入学を志願する者は、入学願書に所定の書類及び別に定める入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

2 既に納入した入学検定料は、返還しない。

(入学者の選考)

第31条 入学志願者に対しては、選考を行う。

(入学手続、入学許可)

第32条 入学の選考に合格した者は、所定の入学手続き書類に、入学金及びその他所定の納入金を添えて、指定の期日までに入学手続きを完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

(再入学)

第33条 本大学院を退学した者で、再び入学を志願する者には、退学後2年以内に志願をした場合に限り、欠員があり教育研究に支障がない場合は、選考のうえこれを許可することがある。

2 再入学者の入学年次及び修業年限その他必要事項は、当該研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

(転入学)

第34条 他の大学院に在学する者が、本大学院に転入学しようとするときは、当該学長の紹介状を付し、学長に願い出なければならない。

2 前項の場合は、欠員があるときに限り、選考のうえ許可することがある。

3 転入学した者が在学すべき年数及び履修の必要な単位数その他必要事項は、当該研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

(主科目の変更)

第35条 主科目(主として履修する科目)の変更は、教育研究に支障がないときは学年の始め

に限り、選考のうえこれを許可することがある。

- 2 変更を許可された者の修業年限、授業科目その他必要事項は、当該研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

第6章 休学、復学、転学及び退学等

(休学)

第36条 学生が次の場合、学長の許可を得て、休学することができる。

- (1) 病気その他やむを得ない理由のため、引き続き3か月以上就学不能なとき
- (2) その他特別の理由があるとき
- 2 病気その他の理由により学修することが不相当と認められる学生に対しては、学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、その年度末までの1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、さらに1年度以内に限り休学を認めることができる。
- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第37条 休学の期間満了又は休学期間であってもその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第38条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、その理由を付し学長の許可を得なければならない。

(退学)

第39条 学生が退学しようとするときは、その理由を付し学長に願い出て、許可を得なければならない。

(除籍)

第40条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長がこれを除籍することができる。

- (1) 死亡が確認された者又は行方不明の者
- (2) 所定の在学期間を超えた者
- (3) 所定の休学期間を超えて、なお復学できない者
- (4) 授業料その他の学納金を督促してもなお納付しない者

第7章 授業料等

(授業料等)

第41条 本大学院における入学検定料・入学金及び授業料等は、別表-3のとおりとする。

- 2 第7条第2項の規定により、標準修業年限を越えて計画的な履修を認められた者については、別に定める。

(授業料等の減免)

第42条 学長は、特に優秀な学生に対して授業料等を減免することができる。

2 授業料等の減免に関する事項は、別に定める。

(休学中及び停学中の授業料等)

第43条 休学中及び停学中の授業料等は徴収する。ただし、学年の初日から末日まで休学する場合は免除する。

2 授業料等の免除に関する事項は、別に定める。

第8章 委託生、科目等履修生、外国人学生、特別聴講学生、特別研究学生及び専修生

(委託生)

第44条 国又は地方公共団体から一定の在学期間と履修学科目とを定めて入学委託の願い出があるときは、選考のうえ委託生として入学を許可することができる。

2 委託生の入学資格については、本学則第29条の規定を準用する。

3 委託生は、その履修した学科目について試験を受けることができる。

4 試験に合格した者には、願い出によってその学科目の合格証明書を与える。

5 委託生に関する取扱いは、前4項のほか別に定める。

(科目等履修生)

第45条 大学院の授業科目について、本学大学院の学生以外の者で、一又は複数の履修を願い出る者があるときは、選考のうえ、科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生に関する取扱いは、別に定める。

(外国人学生)

第46条 本学則第29条の各号のいずれかに該当する資格があり、かつ、外国公館の証明する外国人は、選考のうえ、外国人学生として入学を許可することができる。

2 外国人学生の選考については、別に定める。

(委託生・科目等履修生及び外国人学生の本学則の準用)

第47条 委託生・科目等履修生及び外国人学生については、本学則の規定を準用する。ただし、委託生及び科目等履修生については、第6条から第8条まで及び第24条から第26条までの規定は適用しない。

(特別聴講学生)

第48条 他の大学院の学生で、当該他大学院との協議に基づき、本大学院における授業科目の履修を志願する者があるときは、学長の許可を得て、本大学院の特別聴講学生として許可することができる。

2 特別聴講学生に関する取扱いは、別に定める。

(特別研究学生)

第49条 他の大学院の学生で、当該他大学院との協議に基づき、本大学院における研究指導を受けようとする者があるときは、学長の許可を得て、本大学院の特別研究学生として許可することができる。

2 特別研究学生に関する取扱いは、別に定める。

(専修生)

第50条 (略)

第9章 賞罰

(表彰)

第51条 人物及び学業が特に優秀な者は、学長がこれを表彰することがある。

(懲戒)

第52条 学長は、教育上必要があると認めるときは、その学生を懲戒することができる。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章 教員組織

(教員組織)

第53条 本大学院における授業及び研究指導は、研究科の教授、准教授、講師及び助教がこれを担当する。

(研究科長)

第54条 医学研究科に医学研究科長、看護学研究科に看護学研究科長を置く。

2 研究科長の選考については、別に定める。

第11章 運営組織

(研究科教授会)

第55条 本大学院の医学研究科に医学研究科教授会、看護学研究科に看護学研究科教授会を置く。

2 医学研究科教授会は、金沢医科大学大学院医学研究科教授会規程第2条の規定により組織し、看護学研究科教授会は金沢医科大学大学院看護学研究科教授会規程第2条の規定により組織する。

3 医学研究科教授会及び看護学研究科教授会の運営に関する規程は、別に定める。

第56条 医学研究科教授会及び看護学研究科教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 学生の入学、進級、退学、休学、修了などの認定に関する事項
- (3) 学生の試験に関する事項
- (4) 学位論文に関する事項

- (5) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- (6) 人事に関する事項
- (7) 予算に関する事項
- (8) その他教育、研究及び運営に関する重要な事項

第12章 大学学則等の準用

(大学学則の準用)

第57条 本学則に定めのない事項については、金沢医科大学学則を準用する。この場合において、同学則中「本学」とあるのは「本大学院」と、「教授会」とあるのは「当該研究科教授会」と読み替えるものとする。

2 金沢医科大学学則の準用によりがたい場合は、別に定める。

(学生心得の準用)

第58条 本大学院学生に対しては、金沢医科大学学生心得の規定を準用する。この場合において、同学生心得中「本学」とあるのは「本大学院」と、「学生部長」とあるのは「当該研究科長」と読み替えるものとする。

第13章 学則の改廃

第59条 この学則の改廃は学長が発議し、当該研究科教授会の議を経て、理事会の承認を得てこれを行う。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成3年6月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成3年8月19日から施行し、平成3年7月11日から適用する。

附 則

この改正学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成11年9月1日から施行し、平成12年度入学生から適用する。

附 則

この改正学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年4月1日において現に金沢医科大学の大学院生である者(第1年次に在籍する者を除く。)及びこれらの者と同一の年次に転入学又は再入学する者に係る所属専攻については、この学則による改正後の金沢医科大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 医学研究科生理系専攻、病理系専攻、社会医学系専攻、内科系専攻、外科系専攻については、平成18年3月31日付けで廃止する。

附 則

この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、科目等履修生の履修する別表-2については、平成20年1月1日から適用する。
- 2 平成20年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この改正学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第9条の2第2項別表-2については、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この改正学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成23年9月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この改正学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第14条に規定する別表-1及び第15条の改正規定については、平成25年度入学生から適用する。

附 則

この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。

別表—1（第14条関係）医学研究科の授業科目、配当単位数及び履修方法（略）

別表—2（第14条関係）看護学研究科の授業科目、配当単位数及び履修方法

科目区分		授業科目	単位数	
共通科目		看護研究概論	2	
		看護研究方法論	2	
		看護教育論	2	
		看護理論	2	
		看護管理論	2	
		コンサルテーション論	2	
		看護・医療倫理	2	
		医療情報学	2	
		フィジカルアセスメント	2	
		臨床薬理学	2	
		病態生理学	2	
		感染管理学	2	
専門科目	看護教育学領域	看護教育学分野	看護教育学特論A（看護教育課程論）	2
		看護教育学特論B（看護教育方法・評価論）	2	
		看護教育学特論C（看護教育史論）	2	
		看護技術教育方法論	2	
		看護教育学演習	4	
	地域生活支援看護学領域	地域生活支援看護学分野	地域看護診断学	2
			地域医療支援論	2
			地域ケアシステム論	2
			地域健康支援看護学特論	2
			地域健康支援看護学演習	4
			生活支援看護学特論	2
			生活支援看護学演習	4
			高齢者支援看護学特論	2
			高齢者支援看護学演習	4
			創傷・スキンケア看護学特論	2
			創傷・スキンケア看護学演習	4
			精神保健支援看護学特論	2
	精神保健支援看護学演習	4		
	高度実践看護学領域	精神看護学分野	精神看護学特論A（歴史・法制度論）	2
			精神看護学特論B（精神看護理論）	2
			リエゾン精神看護論	2
			うつ病看護論	2
			精神看護学治療方法論A（精神・身体状態の評価と治療）	2
			精神看護学治療方法論B（各種療法）	2
			精神看護学援助技術論A（アセスメント・評価演習）	2
			精神看護学援助技術論B（多様な精神看護の介入演習）	2
			精神看護学実習A（役割機能・直接看護実習）	4
精神看護学実習B（診断・治療実習）			2	
精神看護学実習C（サブスペシャリティ実習）	2			
精神看護学実習D（相談調整実習）	2			

科目区分		授業科目	単位数
専門科目	高度実践看護学領域	クリティカルケア看護学特論A (危機とストレス管理)	2
		クリティカルケア看護学特論B (代謝病態生理)	2
		クリティカルケア看護学特論C (急性・重症患者管理論)	2
		クリティカルケア看護学特論D (援助的人間関係論)	2
		クリティカルケア看護学演習A (アセスメント・援助論)	2
		クリティカルケア看護学演習B (倫理調整)	2
		クリティカルケア看護学演習C (救急看護論)	2
		クリティカルケア看護学実習A (急性・重症患者包括的看護実践)	3
		クリティカルケア看護学実習B (チーム医療実践)	3
		クリティカルケア看護学実習C (組織包括的看護実践)	4
研究科目		特別研究	8
		課題研究	2

[履修方法]

「看護教育学領域」「生活支援看護学領域」は、共通科目 8 単位以上（看護研究概論、看護研究方法論は必修）、専門科目 14 単位以上、研究科目の特別研究 8 単位、合計 30 単位以上を修得し、かつ必要な指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、修得する専門科目は、履修する専門科目について、主とする分野から 10 単位以上（演習科目を含むこと）と、他の分野から 4 単位以上修得すること。ただし、実習科目および課題研究の選択は認めない。

「高度実践看護学領域」は、共通科目 14 単位以上（看護教育論、看護理論、看護管理論、コンサルテーション論、看護・医療倫理から 6 単位以上、看護研究概論、フィジカルアセスメント、臨床薬理学、病態生理学 8 単位必修）、各専門看護領域 24 単位、研究科目の課題研究 2 単位、合計 40 単位以上を修得し、かつ必要な指導を受けた上で、課題研究論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、特別研究の選択は認めない。

別表一3（第41条関係）

医学研究科の授業料等（略）

看護学研究科の授業料等

区 分	大 学 院 生	委 託 生	科 目 等 履 修 生	外 国 人 学 生
入学検定料	円 30,000	円 10,000	円 10,000	円 50,000
入 学 金	200,000			200,000
授 業 料	400,000	1単位 15,000	1単位 15,000	400,000
教育充実費	100,000			100,000
摘 要				

金沢医科大学大学院看護学研究科教授会規程案

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢医科大学大学院学則第55条の規定に基づき、大学院看護学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 研究科教授会は、次の各号の教員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究指導教員
- (3) 研究指導補助教員

2 学長は、必要に応じ教授会に出席し、意見を述べることができる。

3 研究科教授会が必要と認めた場合は、研究指導教員以外の者を出席させ意見を聞くことができる。

(審議事項)

第3条 研究科教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 学生の入学、進級、退学、休学、修了などの認定に関する事項
- (3) 学生の試験に関する事項
- (4) 学位論文に関する事項
- (5) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- (6) 人事に関する事項
- (7) 予算に関する事項
- (8) その他、教育、研究及び運営に関する事項

(招集及び議長)

第4条 研究科教授会は、研究科長が招集しその議長となる。

2 研究科長に事故のあるときは、あらかじめ研究科長が指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第5条 研究科教授会は、原則として毎月1回開催する。ただし、次の場合には臨時に研究科教授会を開催することができる。

- (1) 研究科長が必要と認めたとき
- (2) 構成員の3分の1以上の要求があったとき

2 研究科長が必要と認めた場合は、書面付議を行うことができる。

(研究科教授会の成立)

第6条 研究科教授会は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、外国出張及び休職中のものは構成員から除くこととする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第4号に規定する条文のうち、学位の可否決定を審議する場合は、構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第7条 研究科教授会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第3条第4号に規定する条文のうち、学位の可否決定の議決については、出席者の3分の2以上をもって決する。

(議題の提出)

第8条 研究科教授会に付議する議題は、原則として、開催日の7日前までに研究科長に提出するものとする。ただし、緊急を要するときはこの限りでない。

(議事録)

第9条 研究科教授会には議事録を備え、次の事項を記録しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席研究指導教員、欠席研究指導教員の氏名及び定数
- (3) 研究指導教員以外の出席者の氏名
- (4) 審議決定事項、報告事項及びその概要

2 議事録は次回の研究科教授会で確認を得なければならない。

(研究科運営委員会)

第10条 研究科教授会の円滑な運営を図るため、研究科教授会に看護学研究科運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、次の委員をもって組織する。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 看護教育学領域 | 1名 |
| (2) 地域生活支援看護学領域 | 1名 |
| (3) 高度実践看護学領域 | 1名 |
| (4) 学長が指名した者 | 若干名 |

3 運営委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 運営委員会の運営については、別にこれを定める。

(事務処理)

第11条 研究科教授会の事務は、大学院の担当事務課において処理する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、研究科教授会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。